

幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の
対象範囲等に関する検討会の運営について
(案)

幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会（以下「検討会」という。）の運営については、以下のとおりとする。

1. 検討会は、原則として非公開とし、配布資料及び議事要旨を速やかに公表する。ただし、座長が特に必要と認めるときは、配布資料及び議事要旨の全部又は一部を公表しないものとすることができる。
2. このほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。